



平成22年 第2回臨時会

会 議 録

(平成22年5月17日～5月18日)

枕 崎 市 議 会

平成 22 年
枕崎市議会第 2 回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 2 日間（5 月 17 日～5 月 18 日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分		時 間	内 容
5 月 17 日（月）	本会議		前 9：30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程（日程第4号－第8号） 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 報告（日程第9号） 11 散 会
		委員会	前10：35	1 総務委員会
			後 1：7	1 予算特別委員会
			後 1：33	1 議会運営委員会
5 月 18 日（火）	本会議		後 2：59	1 再 開 2 議案上程 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成22年5月17日)

平成22年枕崎市議会第2回臨時会

議事日程（第1号）

平成22年5月17日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	29	平成22年度枕崎市老人保健特別会計補正予算（第1号）	予 特
5	30	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	総 務
6	31	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	32	専決処分の承認を求めることについて	〃
8	33	専決処分の承認を求めることについて	〃
9	報1	枕崎市水道事業会計予算繰越計算書について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員	2 番 牧 信 利 議員
3 番 板 敷 作 廣 議員	4 番 茅 野 勲 議員
5 番 村 上 ミ エ 議員	6 番 今 門 求 議員
7 番 原 村 且 元 議員	8 番 板 敷 重 信 議員
9 番 畠 野 宏 之 議員	10番 米 倉 輝 子 議員
11番 沖 園 強 議員	12番 豊 留 榮 子 議員
13番 中 原 重 信 議員	14番 佐 藤 公 建 議員
15番 園 田 武 夫 議員	16番 新屋敷 幸 隆 議員
17番 立 石 幸 徳 議員	18番 上 釜 い ほ 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長	橋之口 寛 書記
俵積田 光 昭 書記	平 田 寿 一 書記
宮 崎 元 気 書記	

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	地頭所 恵 副市長
永 留 秀 一 総務課長	山 口 英 雄 企画調整課長
今給黎 力 財政課長	西之原 修 税務課長
迫 野 豪 水道課長	揚 村 芳 江 健康課参事
田 中 義 文 健康課保健医療係長	田野尻 武 志 監査委員
四 元 幸 一 監査委員事務局長	東中川 徹 行政係長

午前9時30分 開議

○**依積田義信議長** 平成22年第2回臨時会が本日招集されましたが、出席議員18人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから、議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本臨時会の会議録署名議員として、3番板敷作廣議員、16番新屋敷幸隆議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日から5月18日までの2日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成22年の3月及び4月執行分の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第8号までの5件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算1件、条例2件、専決処分の承認を求めることについて2件、報告事項1件の計6件であります。このうち、報告事項を除く5件について、説明を申し上げます。

まず、議案第29号平成22年度枕崎市老人保健特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ80万8,000円を追加し、予算総額を314万7,000円にしようとするものです。

補正の内容は、平成21年度分一般会計繰入金返納金67万8,000円及び21年度の歳入不足に充てるための繰上充用金13万円の措置であります。

以上の財源といたしまして、平成21年度精算追加交付分の支払基金交付金73万円、国庫支出金6万2,000円及び県支出金1万6,000円で措置いたしました。

次に、議案第30号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、地方税法等の一部改正に伴い、市たばこ税の税率を引き上げるほか、所要の条文の整備をしようとするものです。

次の、議案第31号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、所得税法等の一部を改正する法律の制定に伴う条文整備をしようとするものです。

次に、議案第32号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、地方税法等の一部を改正する法律等が平成22年3月31日に公布され、65歳未満の者の公的年金等に係る個人の市民税の所得割額を給与所得に係る税額に加算して一括特別徴収でき

る制度が設けられたこと等に伴い、枕崎市税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

次に、議案第33号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成22年3月31日に公布され、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額の引上げ並びに特例対象被保険者等に係る課税の特例制度が設けられたこと等に伴い、枕崎市国民健康保険税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○依積田義信議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○2番牧信利議員 まず第1点は、議案第30号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法の一部改正で、扶養控除廃止というのが行われるということになりましたが、この扶養控除廃止の目的は何か、時期はいつからか。この扶養控除の廃止による影響は、市の税収でどのようになるのか。また、市の行っている施策への影響はどうなるのか。その影響額をどのように推測しているか。以上の点をお尋ねします。

それから、第36条の3の2、個人の市民税にかかわる所得税の扶養親族申告書いわゆる第36条の3の3、個人の市民税にかかわる公的年金受給者の扶養親族申告書の改正というふうになっていますが、この目的は何か。

それから、第95条でたばこ税の税率改正が行われるということですが、改正の目的は何か。市の税収への影響はどうなるのか。

4番目に、非課税口座内上場株式等の譲渡にかかわる市民税の所得計算の特例というのが出されておりますが、この目的、そしてこれまでとの違いはどこにあるのか、その影響額、影響はどのようになるのか、この点で以上であります。

議案第32号枕崎市税条例の一部を改正する条例について、お尋ねします。65歳未満の者の公的年金等にかかわる個人の市民税の所得割額を給与所得にかかわる税額に加算して一括特別徴収できる制度というふうになっています。この目的は何か。65歳未満の対象者は、どれだけいるのか。一括特別徴収の手続きは、どのように行われるのか。納税は自主納税、自主申告、自主納税が基本であると考えられますが、この特別徴収というのは、この精神に反することではないのかというふうに考えますが、これについての見解。普通徴収を希望する者が申告すればできるというふうに言われていますが、市民への周知はどのようになっているのか。

議案第33号、ここでは基礎課税額、国保税の基礎課税額47万円を50万円に改める。それから、後期高齢者支援等の課税額、これを、12万円を13万円に改める。こうなっていますが、この影響を受ける世帯数は幾らか。基礎課税額と後期高齢者支援等の課税額が63万になりますが、この限度額納税者の所得は幾らになっているのか。以上お尋ねします。

それから、法第314条の2の2項に規定する金額を今回33万に改めるというのが出ておりますが、その影響額をどう見ているのか。これまでの過年度の実績とどのように変わっていくのか。これをお尋ねします。

それから、特別対象被保険者等にかかわる国民健康保険税の課税の特例、この制度の内容を説明してください。この制度の対象者は、幾らいるのか。

それから、この制度による財源措置はどのようになされるのか。以上、お尋ねします。

○西之原修税務課長 まず最初に、今回の扶養控除の廃止の目的ですけど、一般扶養控除の15歳未満の対象者の廃止の目的というか、目的は子ども手当が創設されたことに伴うものであります。それから、16歳から19歳未満の特定扶養控除の12万円の上乗せ分が廃止された件につきましては、高校無償化の対象ということになります。それと、この扶養控除の適用時期ですけど、住民税につきましては平成24年度からの適用になります。

また、影響額につきましては、一般扶養控除の33万円と上乗せ分の12万円が廃止になりますと、当然、税額的には上がるわけですけど、いろいろなケースがありますので、一概に影響額が幾らかということについては、ただいま、つかんでいないところです。

それから、たばこ税の関係ですけど、今回、たばこ税が引き上げになるということですけど、これの目的といたしましては、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要があるということで、平成22年度において、国と地方を合わせて1本当たり3.5円の税率引き上げを行うことになっております。

それと、今回のたばこ税の影響額ですけど、それにつきましては枕崎市分で、これは10月1日からたばこ税が引き上げになるわけですけど、引き上げに伴いまして、喫煙率も下がるのではないかとということで、その辺のところを加味いたしまして、10月1日から9月30日までの本数に対して、96.91%程度の喫煙率になるんじゃないかということをお案いたしまして、影響額として2,170万円の増収になるかというふうに考えております。しばらく、お待ちください。

非課税口座の関係ですけど、これにつきましては、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が導入されることに伴う条文の創設になるわけですけど、これは金融所得課税の一本化の取り組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年度から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化に合わせて、平成24年から26年までの間に金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、税務署長に届け出た口座、これが非課税口座になるわけですが、これの上場株式等の配当所得及び譲渡所得については、当該非課税口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内に限り、非課税とすることになったものであります。

それから、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の関係ですけど、これにつきましては年少扶養控除の廃止に伴い、所得税においては年少扶養親族15歳以下の扶養親族に関する情報を収集する必要がなくなったわけですけど、個人住民税につきましては個人住民税独自の仕組みとして非課税限度額制度が設けられており、この非課税限度額の判定基準額の算定に扶養親族の数が用いられているため、引き続き、年少扶養親族も含めた扶養親族の情報を把握しておく必要があるということで、この制度改正になったところです。

また、それに伴いまして、申告書を徴収するという形になります。

[防災無線のアナウンスあり]

○依積田義信議長 税務課長、しばらく待ってください。

○西之原修税務課長 65歳未満の公的年金等に係る所得を有する個人市民税の特別徴収の関係ですけど、これにつきましては平成20年度までは年金所得を含めて給与がある方については、原則として給与からの特別徴収が行われていたところですけど、昨年10月から、65歳以上の年金特別徴収が始まった関係で、65歳未満の年金所得のある方につきましては普通徴収ということで、窓口での納付ということで手間が発生したところですが、これを納税者の申告により、普通徴収も可能ということもありますけど、原則として65歳未満の方の年金所得に係る分につきましては、給与からの特別徴収ができるというふうに改正されるということであります。今、申しましたように、原則ということですので、市民の方が普通徴収ということを申し出がありま

すと、特別徴収ではない方法ということになるかというふうに考えております。

それから、国民健康保険税の課税限度額の引き上げの関係ですけど、これにつきましては基礎課税額の限度額の変更、47万が50万に3万円引き上げられるわけですが、これの世帯数といたしまして22年3月末現在で、世帯数として68世帯、影響額といたしまして183万0,194円の影響が出るというふうに考えております。

それから、次の後期高齢者支援金課税額の引き上げの12万から13万円の引き上げになるわけですが、これの影響額といたしまして、同じく22年3月末現在で119世帯の108万4,023円の影響が出るというふうに考えております。

それから、特例対象被保険者の国民健康保険税の課税の特例ということなんですが、これにつきましては解雇や倒産等の非自発的失業者については、何らの準備もなく突然、職を失い、収入が途絶えてしまうというような特殊事情に配慮して、今回、創設されたものであります。その対象者につきましては、これはハローワークの失業保険受給者の方々が対象になるかと思っているんですが、その数につきましては、こちらのほうでは何人になるかというようなことはちょっとつかめないところです。

それと、国民健康保険税の税額の関係で、33万を超えない世帯に係る納税義務者ということで改正になったわけですけど、これにつきましてはその影響額というのは今のところつかんでいない状況です。以上です。

○**俵積田義信議長** ほかにございませんか。

○**2番牧信利議員** 議案第30号では市長の見解もお尋ねしておきますが、扶養控除廃止、これは子ども手当をもらわない世帯も当然、廃止の対象になるわけですが、そういういわゆる増税になっていくということがあるわけですね。だから、扶養控除廃止というやり方について、市長自身はどういうふうに考えておられるのか、お尋ねをいたします。

それから、国保税の限度額の引き上げですけれども、いわゆる今回の限度額引き上げの最高限度部分ですよ、63万。介護納付金賦課額を入れますと73万ですから、こういう方々の対象者の所得というのは幾らなのか。それを教えていただきたいと思います。

○**神園征市長** 扶養控除の廃止につきましては、その子ども手当の創設等に関連して、そういうことになったんであるかと思えますけれども、できるならば、もっときめ細かな配慮ができればよかったなあと思っております。

○**西之原修税務課長** 国民健康保険税の限度額の変更に係る世帯の所得ということでお尋ねがありましたけど、今、47万円が50万円になるということで、実際その計算した場合には50万未満でおさまる人とか、あるいは70万とか80万とかというような形が限度額の課税ということになるわけですので、一概にこの限度額の方の所得が幾らになるかということについては、はっきりつかめていないところです。

○**2番牧信利議員** 議案第30号に関連してですね、扶養控除の廃止、これはいわゆる所得の段階と市民税の段階とあるわけですよ。そうしますと、当然、住民への影響というのは、さまざまな形で出てくると思うんですよ。所得によって、保育料なども決められる。住宅家賃、公営住宅の家賃も決められていくわけですよ。そういうさまざまな影響する市の施策というのは、どれくらいあるのか。それを教えていただきたいと思います。

それから、国保税の限度額ですが、さまざまあるからつかんでいないというわけですが、少なくともそのモデルケースを設定して、それによって今回の限度額引き上げで、いわゆるどの所得までが最高限度額を払う人だと、世帯だというようなことぐらひは、明らかにすべきじゃないですか。ほかの自治体では、そういう試算もして明らかにしている自治体もあるんですが、その点はいかがでしょうか。以上です。

○永留秀一総務課長 所得税、市民税の扶養控除の廃止に伴ういろんな所得額が影響をする市の施策についてという御質問でありましたが、それについては把握はしておりません。

○17番立石幸徳議員 ただ今提案されております議案、市民税の関係それから国保税の関係、分けて質疑をいたしたいと思いますが、先ほどからの質疑で、どうも当局自身が新政権の発足に伴う大きな税制改正の市民への影響というのをどの程度考えているのか、非常に疑問に感じます。扶養控除をなくし、子ども手当あるいは高校無償化という新しい政策を出していく中でですね、先ほどからも出ておりますが、所得税については平成23年から、住民税に関しては24年からという大きな廃止の影響を市民は本当にどういった影響があるのかということを考えるのは当然であります。その点について、全然その、いろんなケースがあるのでわからないではですね、果たしてこういった条例を提案する際に当局がどういった検討をされて出しているのか、私どもは非常に残念に思うわけですね。ですから、細かな部分は、またあと総務委員会に譲りますけれども、こういった大きな税制改正が、市民に本当にどの程度の影響を与えるのかということについて執行部はどのように考えているのか、まず、その点をお尋ねいたします。

それから、具体的にはこの国保税の関係で、非自発的失業者の特例措置ですね、これにつきましても、実際上は非自発的というものがどういったことを意味するのかですね、ハローワークのほうに任せているような答弁ですけれども、それは自発的にやめたのか、非自発的なものかという認定を非常に細かな部分ですけれども、難しいですよ。

それと、具体的に国保の場合は、どちらかというと言業者が多いわけですね。そういう中で、解雇とか倒産という状況は、あまり少ないんじゃないかということも考えられるわけです。で、鹿児島市あたりでは、この点の具体的にです、現行幾らの方がこの特例制度を利用した場合に幾らになるという試算も出されておりますが、本市の場合はそういった点では試算をされているのかですね、とりあえず、そういった部分についてお尋ねをいたします。

○西之原修税務課長 お尋ねの件ですけど、所得税についてはこちらのほうでは把握することが難しいというふうに考えております。

それと、非自発的失業者の定義なんですけど、これにつきましては雇用保険資格証の中に離職の理由が記載されているわけですが、天災等の理由により、事業の継続が不可能になったことによる解雇とか、あるいは雇用期間3年以上雇いどめ通知のある雇いどめ、それから3年未満更新名義のある雇いどめ、事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、それから事業所移管に伴う正当な理由のある自己都合退職が、特定受給資格者の今回の対象になる理由というふうに考えられております。

それと、特定離職者に対する同じくその理由ですけど、これにつきましては雇用期間3年未満更新明示なしの期間満了、それから正当な理由のある自己都合退職、正当な理由のある自己都合退職被保険者期間の12カ月未満の方が今回の対象になるというふうになっております。

それと、非自発的失業者が国保に入った場合の軽減の額はどのようになるかということで、一応シュミレーションという形で、所得が200万未満で例えば単身の40歳未満の方につきましては、軽減前16万9,400円が軽減後に5万7,700円になるとかというような形で、モデルケースといたしましてシュミレーションはしているところです。

○17番立石幸徳議員 新しい政策を当局が打ち出す場合にですね、市民に対して、その影響を全然わからないでは私は説明のつく話じゃないと考えるんですよ。ですから、所得税について把握していないと言ったって、それは把握する手立てというのは十分あるんじゃないですか。

その点について、全体としてどう考えるのか、最後にこの点だけをお尋ねをしておきたいと思っております。

○地頭所恵副市長 ただいま、立石議員から御指摘のありました国の施策の制度改正に伴う、枕

崎市への影響額につきましては、現時点では制度の細かい内容からの影響額を把握することが難しい状況でございまして、今すぐお答えをするということができないところでございますが、今後そういった影響がどの程度になるのかにつきましては、できるだけ把握するように努めてまいりたいと考えております。

○**依積田義信議長** ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の予算関係議案につきましては、先例により、各常任委員会から4名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 異議がありますので、起立によって決したいと思います。

予算特別委員会を設置し、その構成は各常任委員会から4名ずつ選出された委員12名とし、予算関係議案を付託することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、そのように決定いたしました。

ここで予算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時19分 再開

○**依積田義信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました、予算特別委員会の委員の選任については、牧信利議員、原村且元議員、沖園強議員、今門求議員、園田武夫議員、茅野勲議員、新屋敷幸隆議員、村上ミエ議員、佐藤公建議員、豊留榮子議員、板敷重信議員、上釜いほ議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、総務委員会に付託いたします。

次に、日程第9号枕崎市水道事業会計予算繰越計算書について、市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 報告事項第1号枕崎市水道事業会計予算繰越計算書について、説明を申し上げます。

これは、平成21年度枕崎市水道事業会計予算の建設改良費について、繰越計算書のとおり、翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

以上、報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告については、御承知おき願います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時21分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成22年5月18日)

平成22年枕崎市議会第2回臨時会

議事日程（第2号）

平成22年5月18日 午後2時59分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	30	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	総 務
2	31	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	32	専決処分の承認を求めることについて	〃
4	33	専決処分の承認を求めることについて	〃
5	29	平成22年度枕崎市老人保健特別会計補正予算（第1号）	予 特

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 板 敷 作 廣 議員
5 番 村 上 ミ エ 議員
7 番 原 村 且 元 議員

11番 沖 園 強 議員
13番 中 原 重 信 議員
15番 園 田 武 夫 議員
17番 立 石 幸 徳 議員

2 番 牧 信 利 議員
4 番 茅 野 勲 議員
6 番 今 門 求 議員
8 番 板 敷 重 信 議員
10番 米 倉 輝 子 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 佐 藤 公 建 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

9 番 畠 野 宏 之 議員

18番 上 釜 い ほ 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
俵積田 光 昭 書記
宮 崎 元 気 書記

橋之口 寛 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
今給黎 力 財政課長
揚 村 芳 江 健康課参事
田野尻 武 志 監査委員
東中川 徹 行政係長

地頭所 恵 副市長
山 口 英 雄 企画調整課長
西之原 修 税務課長
田 中 義 文 健康課保健医療係長
四 元 幸 一 監査委員事務局長

午後2時59分 開議

○**依積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第1号から第4号までの4件を一括議題といたします。

総務委員長に報告を求めます。

牧信利議員。

[牧信利総務委員長 登壇]

○**牧信利総務委員長** ただいま議題となりました日程第1号から第4号までの4件について、総務委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、地方税法の一部改正に伴い、市たばこ税の税率を引き上げるほか、所要の条文の整備を行うものです。

36条の3の2の追加は、所得税の年少扶養親族控除、15歳以下の扶養親族控除が廃止されることに伴い、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族の情報収集に関する根拠を地方税法に規定したことに伴う条項の新設であります。

36条の3の3の追加は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族の情報収集に関する根拠を地方税法に規定したことに伴う条項の新設であります。

95条の改正は、税制改正に伴う旧3級品以外のたばこ税の税率が1,000本あたり3,298円が4,618円に1,320円引き上げられることに伴う条文改正であります。

また、付則第16条の2については、旧3級品のたばこ税の税率が1,000本あたり1,564円が2,190円に626円引き上げられることに伴う条文改正であります。

税制改革の影響について、平成24年度から廃止された場合、子ども手当との関連になるが、本人と配偶者と対象となる年少扶養家庭の所得200万円のシミュレーションでは、所得税で1万9,000円、住民税で3万5,500円の増となるとのことであります。

非課税口座の制度は、株式取引の活性化を目的にした制度であるとのことであります。

本件については、採決の結果、異議もなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、所得税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の題名が「租税条約等の実施に伴う所得税法及び地方税法等の特例に関する法律」に改正されることにより、条文の整備をしようとするものであります。

租税条約等と「等」という文字が入ることになったのは、我が国が締結した国際約束という部分が加わったことによるものとのことであります。

本件については、採決の結果、異議もなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

今回の専決処分については、平成22年3月31日に地方税法の一部を改正する法律等が公布され、65歳未満の者の公的年金等に係る個人の市民税の所得割額を給与所得に係る税額に加算して、一括特別徴収できる制度等が設けられたことに伴い、枕崎市税条例の一部改正の必要が生じたので、専決処分を行ったものであるとのことであります。

第44条第2項、第3項において、65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、特別徴収すべき給与所得に係る税額に公的年金等に係る所得割額を加算して、一括特別徴収できることとするための条文改正であります。

第44条第4項において、公的年金等を受けている65歳以上の給与所得者については、これま

でどおり給与所得及び公的年金等に係る所得以外について給与所得から特別徴収することに伴う項の挿入であるとのこととあります。

本件については、採決の結果、異議もなく、承認すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号専決処分の承認を求めることについては、枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

第2条第2項の改正は、国民健康保険税の課税限度額のうち、基礎課税額の限度額を47万円から50万円に引き上げたものであります。これは協会健保の上限額が82万円であることを考慮して、中低所得者の負担軽減のため限度額を引き上げたものです。

第2条第3項の改正は、後期高齢者支援金と課税額の限度額を12万円から13万円に引き上げたものです。

第23条の2の改正は、非自発的失業者特例対象被保険者等の国民健康保険税をおおむね在職中の水準に維持するため、前年の給与所得を100分の30として国民健康保険税を算定するための条を新設したものです。

第24条の2の改正は、非自発的失業者特例対象被保険者等の国民健康保険税の課税の特例の申告をさせるための条を新設したものです。

附則第17項の改正は、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴って、被保険者の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者については、それまで保険料を賦課されていなかったことにかんがみ、資格取得から2年間については減免措置がなされていたところであるが、後期高齢者医療制度の廃止までの間、継続することによる条項の追加であります。

非自発的失業者特例対象被保険者等の国民健康保険税の算定対象となるのは、平成21年3月31日以降2年間とのこととあります。

本件については、採決の結果、異議もなく、承認すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから、討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

[討論希望者 挙手]

○**依積田義信議長** 牧信利議員、討論を許可いたします。牧信利議員。

○**2番牧信利議員** 私は、ただいま議題となりました議案第30号、第32号、第33号について、日本共産党市議団を代表して反対の立場から討論を行います。

まず、議案第30号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

反対の理由の第1は、36条の3の2の追加です。これは、所得税の年少扶養親族控除15歳以下の扶養親族控除を廃止することに伴い、個人の市民税にかかわる給与所得者の扶養親族の情報収集に関する根拠を地方税法に規定したことに伴う条項の新設である。

第2は、36条の3の3の追加です。これは、個人の市民税にかかわる公的年金等受給者の扶養親族の情報収集に関する根拠を地方税法に規定したことに伴う条項の新設である。以上2点は、扶養控除廃止を前提としたものであります。政府の税制改革は、高校授業料無償化、子ども手当の財源として特定扶養控除額の引き下げ、扶養控除の廃止を決めました。これまでは実質的に増税となる。このままでは、実質的に増税となる世帯が生まれることとなります。川端文部科学大臣も、相当の世帯で負担増になると認識していると国会で答弁をいたしております。枕崎における税制改革の影響について、市当局は所得200万円のシミュレーションでは平成24年度から廃止された場合、子ども手当との関連で本人と配偶者と対象となる年少扶養家庭の所得税が1万

9,000円、住民税で3万5,500円の増となることを明らかにしました。しかも、所得控除廃止によって、所得はふえないのに所得税負担はふえるばかりか、これによって市の施策である保育料、公営住宅家賃などさまざまな分野で住民の負担が増大するもので、暮らしに大きな影響を与えることとなります。非課税口座の制度は、株式取引の活性化を目的にした制度であるとのことでもあります。一般庶民を投機へ誘い込み、生涯かけた蓄えを失わせるものであります。多くの犠牲者を生み出していることは、最近の金融危機の中でも明らかになっています。

次に、議案第32号専決処分第1号枕崎市税条例の一部を改正する条例について、申し上げます。この議案は、65歳未満の者の公的年金等に係る個人の市民税の所得割額を給与所得に係る税額に加算して、一括特別徴収できる制度等を設けるものです。本来、納税は自主申告、自主納税が基本であります。今回の改正は、これを強制的に徴収しようとするものであり、納税の基本精神を侵害するものであります。普通徴収を希望する者は、申し出ればできるとしてはいますが、これは本末転倒と言わなければなりません。

次に、議案第33号専決処分第2号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。これは、国民健康保険税の課税限度額のうち、基礎課税額の限度額を47万円から50万円に引き上げ、後期高齢者支援金の課税限度額を12万円から13万円に引き上げたものです。限度額引き上げの根拠として、協会健保の上限額が82万円であることを考慮して、中低所得者の負担軽減のため、限度額を引き上げたという説明がなされています。協会健保の財政危機の原因の1つは、国が16.4%から20%と定めた補助金を1992年に自公政権が13%に引き下げたことによります。国民健康保険の国庫負担も50%から25%と半分に削減されてきました。政府がやるべきことは、国の補助金を元に戻して保険財政の安定化のための手だてをとることです。今回の限度額引き上げは、政府が行ってきた補助金削減のツケを国民に押しつけるものであり、認めることはできません。我が党は、国民の命と暮らしに係る国庫負担の削減政策をやめて、国保への国の補助金を大幅にふやすことを求めるものであります。以上、反対の理由を述べて討論を終わります。

○依積田義信議長 これをもって、討論を終結いたします。

これから順次、採決いたします。

日程第1号は、起立により採決いたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第2号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号は起立により採決いたします。

日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方に起立を求めます。

[賛成者 起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第32号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号は起立により採決いたします。

日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第33号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第5号を議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[新屋敷幸隆予算特別委員長 登壇]

○新屋敷幸隆予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第5号平成22年度枕崎市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

本委員会は、委員長に新屋敷幸隆、副委員長に板敷重信委員を選任いたしました。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ80万8,000円を追加し、予算総額を314万7,000円にしようとするものであります。

補正の内容は、平成21年度分、一般会計繰出金返納金67万8,000円及び21年度の歳入不足に充てるための繰上充用金13万円の措置であります。

以上の財源として、平成21年度精算追加交付分の支払基金交付金73万円、国庫支出金6万2,000円及び県支出金1万6,000円で措置したとのことであります。

また、繰上充用が起こった原因としては、21年度の老人保健医療費等の歳出額に対しまして、歳入面で国庫支出金等が予算を下回ったことにより、不足を生じたために13万円の繰上充用を行ったということでありました。

本件につきましては、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○依積田義信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから、討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本臨時会において議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本臨時会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成22年第2回臨時会を閉会いたします。

午後3時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 俵積田 義 信

枕崎市議会議員 板 敷 作 廣

枕崎市議会議員 新屋敷 幸 隆